

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第725号

2015年(平成27年)4月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

児童手当に関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について(答申)

2015年3月27日付けで諮問(第725号)された児童手当に関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に利用させる必要性及び本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

子育て世帯臨時特例給付金事業は、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税が5%から8%へ引き上げられることに伴い、平成25年12月5日の「好循環実現のための経済対策」の閣議決定により、子育て世帯に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として国全体で子育て世帯臨時特例給付金(以下「給付金」という。)の給付措置が市町村において実施されたものである。本市においても子育て給付課が担当課となり国から補助金を受け、対象となる市民に給付金支給事業を行った。

当初は平成26年度限定の事業であった(平成26年4月10日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第645号にて承認済み。)が、平成27年1月14日の「平成27年度一般会計予算案等について」の閣議決定により平成27年度においても継続されることが決定した。(支給対象者および支給額の詳細は別紙1のとおり。)

平成27年度において給付金の支給対象となるのは平成27年6月分児童手

当の受給者であるため、支給手続きについては児童手当の現況届と同時に行うことにより手続きの簡素化を図るよう国からの通知で示されている。

本市においても児童手当現況届と同時に受付を行うために、子育て給付課で管理している児童手当の受給者データを利用し、児童手当現況届と同時に申請書を送付する必要があるが、登録事務の目的外の目的のために 子育て給付課が管理する情報を目的外に利用させること及び 目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるものである。

(2) 個人情報を目的外利用させることについて

ア 児童手当受給者に関する個人情報

住所、氏名、生年月日、性別、口座情報、対象児童の住所、氏名、生年月日、性別

イ 対象者 平成27年度現況届の発送対象者

ウ 所管課 子育て給付課

エ 事務の名称 児童手当に関すること

オ 個人情報を目的外に利用させることの必要性について

本市からの給付金申請書発送対象者は約36,000世帯と想定しており、一定期間内に約36,000世帯の児童手当受給者に関する情報を直接本人から情報を収集することは、時間・労力・費用を莫大に費やすことになり、給付事業の目的達成が困難になるため、個人情報を本人以外のものから収集する必要がある。また、給付金の申請については速やかに支給を決定する必要があることから、子育て給付課が管理する支給要件に関する情報を収集し、目的外に利用させる必要がある。

(3) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

本市からの給付金申請書発送対象者は約36,000世帯と想定しており、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい。なお、本人以外から収集すること及び目的外に利用することについては広報等で周知を図る。

(4) 利用させる個人情報の取り扱いについて

子育て給付課が提供するデータのうち、上記(2)アのデータについては、IT推進課に依頼し、各基幹システムから抽出を行い、直接IT推進課に設置されているネットワークサーバに保存する。

ファイルについてはパスワードを設定し、利用できる職員を限定する。

以上、個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、「藤沢市コンピューターシステム管理運営規程」、「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(5) 実施時期

2015年(平成27年)4月から2016年(平成28年)3月まで、及び継続実施された場合は国が示す終了時期まで

(6) 提出資料

ア 別紙 1 支給対象者について

イ 資料 1 「子育て世帯臨時特例給付金に係る予算等について」平成 27 年 1 月 15 日付通知

ウ 資料 2 「平成 27 年度子育て世帯臨時特例給付金の実施について」の新旧対照表(案)

エ 資料 3 子育て世帯臨時特例給付金申請の流れ

オ 資料 4 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(2)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させることの必要性について

実施機関は児童手当に関する情報を目的外に利用させる必要性について、次のように述べている。

本市からの給付金申請書発送対象者は約 36,000 世帯と想定しており、一定期間内に約 36,000 世帯の児童手当受給者に関する情報を直接本人から情報を収集することは、時間・労力・費用を莫大に費やすことになり、給付事業の目的達成が困難になるため、個人情報を本人以外のものから収集する必要がある。また、給付金の申請については速やかに支給を決定する必要があることから、子育て給付課が管理する支給要件に関する情報を収集し、目的外に利用させる必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させることの必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

実施機関は、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する理由について、次のように述べている。

本市からの給付金申請書発送対象者は約 36,000 世帯と想定しており、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい。なお、本人以外から収集すること及び目的外に利用することについては広報等で周知を図る。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上